

鳥取県虐待防止全力宣言企業認定要綱

(目的)

第1条 児童虐待の防止に向け「虐待をおこさない、虐待をおこさせない社会づくり」の機運の醸成を図るため、児童虐待防止活動に取り組む企業を「鳥取県虐待防止全力宣言企業」に認定する。

(定義)

第2条 この要綱において、申請者及び企業の定義は次のとおりとする。

- (1) 申請者とは、鳥取県虐待防止全力宣言企業として認定を受けようとするものをいう。
- (2) 企業とは、活動拠点が県内に存在し、主に県内において事業活動を行う企業、法人、又は団体の組織とする。

(認定要件)

第3条 鳥取県は、次のいずれかの活動を行う企業を、鳥取県虐待防止全力宣言企業として認定することができる。

- (1) 企業内で社員等を対象とした児童虐待に関する研修会の実施
- (2) 児童虐待防止の啓発用リーフレットの配架、ポスターの掲示などによる啓発活動
- (3) その他、福祉相談センター所長又は児童相談所長が鳥取県虐待防止全力宣言企業として認定するために、適当と認めた活動

(申請)

第4条 鳥取県虐待防止全力宣言企業の認定を受けようとする者は、「鳥取県虐待防止全力宣言企業認定申請書(様式第1号)」に活動内容等を記載し、認定の申請を行うものとする。ただし、法令に違反する重大な事実がある場合は、申請を行うことはできないものとする。

2 前項の申請の受付窓口は、次のとおりとする。

申請者の所在地	受付窓口
東部地区	福祉相談センター
中部地区	倉吉児童相談所
西部地区	米子児童相談所

(登録等)

第5条 鳥取県は、前条第1項の申請を受け付けた場合には、内容を確認し、鳥取県虐待防止全力宣言企業として適当と認められる場合は、必要事項を認定簿に記載するとともに、「認定証」(様式第2号)を交付する。

- 2 鳥取県は、認定者の同意を得て、認定者の情報をとりネットホームページに公開する。
- 3 認定者は、認定事項に変更があった場合又は認定の抹消を希望する場合には、「鳥取県虐待防止全力宣言企業認定事項変更(抹消)届」(様式第3号)により鳥取県に届け出るものとする。
- 4 鳥取県は、認定者が第3条各号に定める活動を行わない等、認定者としてふさわしくない場合には、認定を抹消することができる。
- 5 認定者でなくなった場合には、「認定証」を返還しなければならない。

(その他)

第6条 この要綱に定めることのほか、鳥取県虐待防止全力宣言企業の認定等について必要な事項は、鳥取県子育て・人財局家庭支援課長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月7日から施行する。